

災害対策

マニュアル

デジタル版



令和4年4月

迅速適格な初動体制を目指して

- 1.人命保護を最優先**
- 2.事前対応に万全を期し、
被害を最小限に食い止める**
- 3.事業の早期復旧**

大規模地震時はむやみに移動しない

外出先で大規模地震に遭遇した場合は、余震等による2次被害を避けるため、むやみに移動(帰宅)せず、最寄りの安全な場所(避難場所や耐震性の高い建物)に退避する。

地震発生直後の混乱が収束し、帰路の安全を確認した後に帰宅を開始する。

愛知県では徒歩で帰宅する人を支援する「徒歩帰宅支援ステーション」を設置している。

●設置場所 CVS、GS 等

●支援内容

水道水、トイレの提供、災害情報の提供

勤務時間外の行動基準
＜南海トラフ地震臨時情報が発表された場合＞

●対策本部委員、事務局

- ・家族及び自宅の安全措置を行う。
- ・発震に備え情報収集を行う。
- ・非常食、飲料水等の非常用具を
まとめ避難準備を行う。
- ・自治体等からの指示があった場合は、
その指示に従う。
- ・総務担当部長の指示に従い対策
本部に参集する。
- ・指示がない場合は、通常勤務時間
に出勤する。

勤務時間外の行動基準
＜南海トラフ地震臨時情報が発表された場合＞

●対策本部事務局以外の職員

- ・家族及び自宅の安全措置を行う。
- ・発震に備え情報収集を行う。
- ・非常食、飲料水等の非常用具を確認する。
- ・自治体等からの指示があった場合は、その指示に従う。

＜巨大地震注意＞

- ・通常勤務時間に出勤し、事業所別災害対応計画に定められた業務を行う。

＜巨大地震警戒（事前避難対象地域）＞

事前避難対象地域に居住または勤務している場合

- ・避難勧告等の解除または対策本部等からの指示があるまで待機。

勤務時間外の行動基準 ＜大規模地震が発生した場合＞

●全役職員共通

- ・自分の身を守る。
- ・家族等の安全確保・確認をする。
- ・本人及び家族等の安否状況を携帯メールにより報告する。

●対策本部委員、事務局

- ・家族の安全が確認でき次第本部へ集合する。

勤務時間外の行動基準 ＜大規模地震が発生した場合＞

●対策本部事務局以外の職員

- ・家族の安全確保・確認後、通常勤務地、勤務時間に出勤する。
- ・家族や自宅の被害や交通手段の断絶等により出勤できない場合は自宅待機。
- ・出勤可否の連絡は原則携帯メールにより行うが、可能な限り所属長に直接連絡を取り、出勤可能見込み等を報告する。

(注)地震発生後の出勤は、家族の
安否確認が済んだ者に限る。

外勤時の行動基準
＜南海トラフ地震臨時情報が発表された場合＞

●災害対策本部委員、事務局

- ・業務の緊急性、重要性及び相手先の状況等を考慮し、業務継続を判断する。
- ・所属長に所在を連絡する。
- ・原則、事務所に戻るが、帰店時間が遅くなる場合は、所属長の指示を仰ぐ。

●対策本部事務局以外の職員

＜巨大地震注意＞

- ・原則、業務を継続する。
- ・所属長に所在を連絡する。
- ・原則、事務所に戻るが、帰店時間が遅くなる場合は、所属長の指示を仰ぐ。

＜巨大地震警戒(事前避難対象地域)＞

- ・現金、重要書類等を持っており、短時間で可能であれば帰店する。帰店できない場合は、所属長へ連絡し、帰宅。
- ・指示があるまでは自宅待機。

外勤時の行動基準 ＜大規模地震が発生した場合＞

●全役職員共通

- ・自分の身を守る。
- ・家族等の安全確保・確認をする。
- ・本人及び家族等の安否状況を携帯メールにより報告する。

●対策本部委員、事務局

- ・家族の安全が確認でき次第本部へ集合する。

外勤時の行動基準 ＜大規模地震が発生した場合＞

●対策本部事務局以外の職員

- ・家族の安全確認後、勤務時間内に
帰店できる場合は帰店する。
- ・帰店できなかった場合は、
翌営業日の通常勤務時間に
出勤する。

(注)地震発生後の出勤は、家族の
安否確認が済んだ者に限る。

安否および事業所の被災状況の報告方法

< 安否報告 >

- ・大規模震災が発生した場合、全役職員の携帯電話に安否確認メール（きずなネット）が一齐送信される。
- ・メールに示されたURLにアクセスし、安否状況を入力する。
- ・携帯電話が使用できない場合や、安否確認メール（きずなネット）が受信できない場合等は、所属長に次の事項を報告する。

- ①本人及び家族の安否
- ②自宅の被害状況
- ③出勤の可否
- ④避難する場合の避難場所及び今後の連絡方法

※連絡を受けた所属長は対策本部へ報告する。

＜事業所の被災状況の報告＞

（あらかじめ定められた各事業所の上位者2名のみ）

- ・安否状況と同様に携帯電話メールを使用して報告する。
- ・事業所の被災状況の報告は、原則地震発生翌日の午前9時までに行う。
- ・携帯電話が使用できない場合や、安否確認メールが受信できない場合等は、災害対応計画の報告様式を使用しFAX等により対策本部に報告する。

<防災気象情報「警戒レベル3」>

高齢者等避難

- ・高齢者や要介護者等、避難行動に時間を要する者は避難を開始する。
- ・土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇の恐れのある河川沿いの地域にある施設については、業務の縮小や中止等を行い、避難を開始する。
- ・帰宅困難な状況や勤務地からの避難が予想される場合は、早期帰宅等を行う。

※風水害は防災気象情報と現地の状況が異なる場合があるため、情報把握と早めの判断が必要である。

＜防災気象情報「警戒レベル4」＞

避難指示

- ・来店者・職員等に対して避難指示の発表を伝え、業務を中止し、避難を開始する。
- ・避難時には、火の元確認、金庫・建物の施錠確認を徹底する。
- ・危険な場合は、無理な避難は行わず、2階以上や近隣の高い建物に避難する。

「警戒レベル4」までに、必ず安全な場所に避難する

＜防災気象情報「警戒レベル5」＞

緊急安全確保(災害発生)

- ・危険な場合は、無理な避難は行わず、2階以上や近隣の高い建物に避難する。

災害発生により、家族・友達の安否確認や問合せの通信が増加し、電話がかかりにくくなります。そのような状況が発生した場合に開始されます。

(一般電話・携帯電話・公衆電話から利用できます。)

- 録音時間 一伝言30秒以内
- 蓄積伝言数 一電話番号あたり1～10伝言
- 伝言保存期間 2日間(48時間:自動消去)

【伝言の録音・再生の方法】

171にダイヤルするとガイダンスが流れるので、それに従って操作をしてください。

- 録音する場合⇒1
- 再生する場合⇒2
- 暗証番号を利用して録音する場合⇒3
- 暗証番号を利用して再生する場合⇒4

1. 職場の内線(停電時不可)
2. 公衆電話(停電時はテレカは不可)
(10円玉を用意する)
3. 一般の電話
4. 携帯電話

災害時は優先電話網を確保するため
電話がかかりにくくなります。

電話、Eメール、安否確認システム
など、複数の手段であきらめずに
連絡を試みること

南海トラフ地震臨時情報が 発表された場合の対応

＜巨大地震注意＞

被災施設及び市町村等の避難情報対象地域の施設を除き、通常通り事業活動を継続しつつ、地震発生に備えた準備・確認を行う。

＜巨大地震警戒＞

※南海トラフ西側（近畿）で巨大地震が発生した場合発令

（事前避難対象地域）

対象地域にある施設について、事業活動を縮小・停止する。

市町村より避難勧告が発令されるため、1週間程度避難する。

南海トラフ地震臨時情報が 発表された場合の対応

（事前避難対象地域以外）
通常通り事業活動を継続しつつ、地震発生に備えた準備・確認を行う。

※被災地と巨大地震警戒（事前避難対象地域）を除き、生活インフラを含め、各種事業活動の停止は予定されていない。

※巨大地震警戒（事前避難対象地域）では、生活インフラ（電気・ガス・水道・鉄道など）を除き原則、1週間程度停止されることが想定されている。